



食科協ニュースレター 第93号

4月号

東北地方太平洋沖地震により、被災されたみなさまに心より
お見舞い申し上げます。
国を挙げての一日も早い復興をお祈り申し上げます。

目次

【巻頭言】	頁
「食のリコールガイドライン ～持続可能な未来のために～」	1
<hr/>	
【食科協の活動状況】	
1. 3月の主な活動	2
2. 今後の予定	2
<hr/>	
【行政情報】	
1. 食品中の放射性物質の検査について(福島原子力発電所事故関連)	3
1)食品衛生法の観点からの暫定規制値の設定とその取扱い等	3
(1)暫定規制値の設定	3
(2)食安委の「放射性物質に関する緊急取りまとめ」	3
(3)食品衛生分科会の「当面の所見」	5
(4)地方自治体の検査計画	6
2)原子力災害対策特別措置法に基づく措置	7
(1)検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方	8
(2)福島県産原乳、茨城県産農産物等の出荷制限・解除の実績	10
<hr/>	
【消費者情報】	
1. 消費生活相談で放射性物質に関する食品の相談が急増	12
<hr/>	
【学術・海外行政情報】	
1. 食品分析で検出される未知物質への毒性学的懸念の閾値(TTC)概念の適用	14
<hr/>	
【編集後記】	
	14

平成23年4月22日

特定非営利活動法人 食品保健科学情報交流協議会

〒135-0004 東京都江東区森下3-14-3、全麵連会館2F TEL 03-5669-8601 FAX 03-6666-9132

<http://www.ccfhs.or.jp/> E-mail 8.shokkakyo@ccfhs.or.jp

【巻頭言】

「食のリコールガイドライン ～持続可能な未来のために～」の提案

社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会(通称 NACS)

常任理事 ふるやゆきこ 古谷由紀子

2011年2月16日、「食のリコールガイドライン」を公表しましたので、紹介します。

毎年、健康被害の可能性のあるものから、健康被害に関わらないものまで多数の食品の回収がなされています。しかし、多数の回収は本当に消費者の安全に関わる必要な回収を埋もれさせてしまうのではないかと、また健康被害がないものを回収し廃棄することは環境負荷や経済的損失になるのではないかと考えたことがガイドライン作りという結果につながりました。同じ問題意識をもった消費者問題を専門とするNACSの会員(*)が2009年の8月から自主的に調査研究をはじめて1年半を経過し、昨年の中間報告を経て、同ガイドラインを完成させました。事業者は当然に内部の基準をもっていますが、消費者の信頼と納得という観点からは、消費者団体から提案することが有効な方法であると考えましたが、事業者に使ってもらうために事業者の皆様にも協力もいただきました。“有効な自主回収”という持続可能な社会にとっての課題を消費者と事業者がともに解決していくという協働のプロセスを経て完成したことはこれからの課題解決の一つの方向性を示すことが出来たものと自負しています。

ガイドラインの概要を紹介します。

ガイドライン1 回収の判断基準は、消費者への健康被害の可能性あるかどうかで決める

食品の自主回収の判断は事業者が自ら判断すべきものであるが、その判断基準はその食品によって健康被害がもたらされるかどうかで決める。

ガイドライン2 事業者は環境配慮および経済的損失に配慮する

リコール等の判断に当たっては、環境負荷や経済的損失にも配慮して判断を行う。

ガイドライン3 回収の判断主体者は事業者とする

食品の自主回収の判断は当該食品の品質上の情報を一番多く持っている事業者が自ら判断すべきであるが、その判断は消費者から信頼されるものとするのが求められる。

ガイドライン4 事業者と行政は消費者への注意喚起と適切な行動を促す

健康被害が想定される自主回収については、確実に消費者に情報が伝わる仕組みを構築する。

ガイドライン5 事業者は説明責任を果たす

製品の問題が発生した際には、回収等の実施時のみならず、進捗や終了報告など消費者への説明責任を果たす。

具体的には、次の3段階に分けて、説明責任のための情報提供を行うことが望ましい。

(1) 問題発生時の報告 (2) 進捗報告 (3) 終了報告

ガイドライン6 適切な回収の実効性を確保するためのデータベースを構築する

データを蓄積・分析する体制を作り、健康被害の可能性を判断基準とした回収が行えるようにする。

ガイドラインの詳細はNACSのWebサイトでも紹介しています。ぜひご活用ください。

* NACSの会員は、わたしのほか、戸部依子さん、蒲生恵美さん、森田満樹さんと4人。

【食科協の活動状況】**1. 3月の主な活動**

- 2日 運営委員会を開催。
- 4日 理事長、日本科学技術連盟第6回特別講演会で「食品安全におけるリスクコミュニケーションの重要性」を講演。
- 7日 常任理事会を開催、議題は 3月17日ワークショップの開催、次年度の第9回総会、3月運営委員会からの報告、ホームページの更新、2月の収支状況、食科協の活動状況、その他。
- 10日 理事長、平成22年度第2回徳島県食の安全安心審議会会長として出席。
- 11日 理事長、日本リスク研究学会理事会出席。
- 21日 理事長、毎日新聞(朝刊社会欄)「野菜と原乳の放射線汚染への対応」コメント
- 22日 理事長、朝日新聞(夕刊1面)「出荷対象外の忌避を避けるべき」コメント
- 24日 食科協ニュースレター第92号(3月号)を発行。
- 30日 理事長、読売新聞(朝刊くらし欄)「放射能リスクの説明に工夫を」コメント

2. 今後の予定

第9回通常総会及び会員研修講演会の開催

5月24日(火)13時から日本橋社会教育会館8階ホールにおいて第9回通常総会を開催し、引き続き「放射性汚染と食品安全対応について考える」をテーマにした会員

研修講演会を開催します。多くの方々の参加をお待ちしています。

【行政情報】

1. 食品中の放射性物質の検査について(福島原子力発電所事故関連)

1) 食品衛生法の観点からの暫定規制値の設定とその取扱い等

(1) 暫定規制値の設定

厚労省は、内閣総理大臣から3月11日に原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づき福島原子力発電所事故に係る「原子力緊急事態宣言」が発令されたことを受け、3月17日「食品衛生法の観点から、当分の間、原子力安全委員会により示された指標値を暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号(編者注：有毒・有害な物質が含まれ、付着し、又はそれらの疑いがある食品)に当たるものとして食用に供されることがないように販売その他について十分処置されたい。」とする指示を、同省食品安全部長通知をもって各都道府県知事・保健所設置市長・特別区長あてに行いました(食科協NL第92号参照)。また、魚介類中の放射性ヨウ素については、根拠とした「飲食物摂取制限に関する指標」中には設定されていないので、4月5日、設定されている野菜類と同じ指標値2,000Bq/kgを魚介類の暫定規制値としました。詳細は下記のURLをご覧ください。(伊藤蓮太郎)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001558e-img/2r9852000001559v.pdf>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001558e-img/2r98520000015cfn.pdf>

(2) 食安委の「放射性物質に関する緊急とりまとめ」

厚労省は、「原子力緊急事態宣言」の発令下における食品中の放射性物質の検査が緊急を要することから、事前に、食品安全基本法に基づく食品健康影響評価を受けずに放射性物質の暫定規制値を設定したので、3月20日、食品安全委員会に対しその食品健康影響評価を要請しました。その結果、同月29日、同委員会から厚労省に対し放射性ヨウ素及び放射性セシウムについて、食品由来の放射線曝露を防ぐ上で「相当な安全性を見込んだもの」或いは「かなり安全側に立ったもの」との検討結果が記された「放射性物質に関する緊急とりまとめ」が報告されました。そのポイントの要点は次のとおりです。なお、本「緊急とりまとめ」の「3. 今後の課題」において、「今後、諮問を受けた内容範囲について継続して食品健康影響評価を行う必要がある。」と報告しているとおり、食安委は第378回委員会において「放射性物質の食品健康影響評価に関するワーキンググループ」の設置を決め、第1回同ワーキンググループ会合を4月21日に開催します。詳細は下記のURLをご覧ください。(伊藤蓮太郎)

http://www.fsc.go.jp/sonota/emerg/emerg_torimatome_point_20110329.pdf

http://www.fsc.go.jp/sonota/emerg/emerg_torimatome_20110329.pdf

http://www.fsc.go.jp/fsciis/attachedFile/downlaod?retrievalId=kai20110407sfc_300

[\[1\].pdf](#)

「放射性物質に関する緊急とりまとめ」のポイント

1. 基本的考え方

食品安全委員会としては、今回の緊急とりまとめに当たり、国民の健康保護が最も重要であるという基本的認識の下、国際放射線防護委員会(ICRP)から出されている情報を中心に、世界保健機関(WHO)等から出されている情報等も含め、可能な限り科学的知見に関する情報を収集・分析して検討を行った。

食品中の放射性物質は、本来、可能な限り低減されるべきものであり、特に、妊産婦若しくは妊娠している可能性のある女性、乳児・幼児等に関しては、十分留意されるべきものであると考える。

現時点で収集できた情報等に基づき、極めて短期間のうちに緊急時の対応として検討結果を取りまとめたものである。

2. 緊急とりまとめ

(1) 放射性ヨウ素

放射性ヨウ素について、年間 50mSv とする甲状腺等価線量(実効線量として 2mSv に相当)は、食品由来の放射線暴露を防ぐ上で相当な安全性を見込んだものと考えられた。(以下省略)

(2) 放射性セシウム

自然環境下においても 10mSv 程度の暴露が認められている地域が存在すること、10~20mSv までなら特段の健康への影響は考えられないとの専門委員及び専門参考人の意見があったこと等も踏まえると、ICRP の実効線量として年間 10mSv という値について、緊急時にこれに基づきリスク管理を行うことが不適切とまでいえる根拠も見いだせていない。これらのことから、少なくとも放射性セシウムに関し実効線量として年間 5mSv は、食品由来の放射線暴露を防ぐ上でかなり安全側に立ったものであると考えられた。(以下省略)

(3) 放射性ヨウ素及び放射性セシウムに共通する事項

今回は既に定められている暫定規制値の妥当性について検討したものではなく、今後、リスク管理側において、必要に応じた適切な検討がなされるべきである。

3. 今後の課題

今回は、緊急的なとりまとめを行ったものであり、今後、諮問を受けた内容範囲について継続して食品健康影響評価を行う必要がある。

放射性物質は、遺伝毒性発がん性を示すと考えられ、発がん性に関する詳細な検討及び胎児への影響等について詳細な検討が本来必要であり、今回の検討では、発がん性のリスクについての詳細な検討は行っていない等、さまざまな検討課題が残っている。

さらに、ウラン並びにプルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種についての評

価、放射性ヨウ素及びセシウムも含めて遺伝毒性発がん物質としての詳細な評価、各種の体内動態等に関する検討も必要である。 以上

(3) 食品衛生分科会の「当面の所見」

厚労省は、上記(1)(2)に記載したとおり、「原子力緊急事態宣言」の発令下における暫定規制値を超えた食品の販売等の防止措置をこじました。原子力災害対策本部は4月1日、食安委の「緊急とりまとめ」及び原子力安全委員会の助言を踏まえ、当分の間、現行の暫定規制値を維持することが適当である旨の見解を示しました。

そこで、厚労省は4月4日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会においてこれまでの経緯を報告するとともに、今後の取組み等に関する助言等を求めました。その結果、同食品衛生分科会は「厚労省が緊急に暫定規制値を定め、食品衛生法第6条第2号に基づく規制を講じた取組みについて妥当と考える。」とした上で、「放射性物質による健康影響についての国民の安全及び安心感を高めるために、検査・モニタリング体制の充実、きめ細かい規制の整備、国民とのリスクコミュニケーションの内容及び機会の拡充、等に努めることを求める。」との助言を含む「食品中の放射性物質に関する当面の所見」(下記に掲載)を厚労省へ提出しました。

なお、同食品衛生分科会において、厚労省から4月3日現在15都府県が乳、野菜類、肉、水産物等の食品912件を検査し、暫定規制値の超過件数は137件であったことが報告されました。詳細は下記のURLをご覧ください。(伊藤蓮太郎)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017tgn-att/2r98520000017tl9.pdf>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000018iyb-att/2r98520000018k2f.pdf>

食品中の放射性物質に関する当面の所見

平成23年3月11日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故後、周辺環境から放射能が検出されたことを受け、厚生労働省においては、3月17日から、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする観点から、当分の間、原子力安全委員会により示された飲食物の摂取制限に関する指標値を暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることがないように規制する措置を講じてきた。

3月20日、厚生労働大臣は、食品安全委員会委員長に対し「食品中の放射性物質について指標を定めること」について意見を求めたところ、3月29日、食品安全委員会委員長より、「放射性物質に関する緊急とりまとめ」(以下「緊急とりまとめ」という。)が示された。

さらに、4月1日、原子力災害対策本部は、この「緊急とりまとめ」及び原子力安全委員会の助言を踏まえ、当分の間、現行の暫定規制値を維持することが適当である旨の見解を示した。

かかる事態は我が国の歴史ではかつて経験がないものであり、本分科会としては、厚生労働省が緊急に暫定規制値を定め、食品衛生法第6条第2号に基づく規制を講じた

取組みについて妥当と考える。

また、食品安全委員会の「緊急とりまとめ」においては、暫定規制値の根拠とする等価線量又は実効線量について、これを変更すべきとせず、また、引き続き「今後、諮問を受けた内容範囲において食品健康影響評価を行う。」としていること、及び原子力安全委員会の助言を踏まえた原子力災害対策本部見解は、放射性物質の放出が依然として収束していないこと等にかんがみ、当分の間、現行の暫定規制値を維持することが適当である旨であること、以上をかんがみれば、現状においては、この暫定規制値を維持すべきものとする。

なお、食品安全委員会は、今回の検討について、「緊急的なとりまとめを行ったものであり、今後、諮問を受けた内容範囲について継続して食品健康影響評価を行う必要があること」、「発がん性のリスクについての詳細な検討は行っていない等、さまざまな検討課題が残っていること、特にウラン並びにプルトニウムなどについては、曝露状況等も把握した上での評価、遺伝毒性発がん物質としての詳細な評価、あるいは各核種の体内動態等に関する検討も必要である。」などを指摘している。従って、本分科会は、今後、引き続き食品安全委員会による食品健康影響評価がなされた段階で、改めて本分科会の見解をとりまとめるものとする。

厚生労働省に対しては、放射性物質による健康影響についての国民の安全及び安心感を高めるために、検査・モニタリング体制の充実、きめ細かい規制の整備、国民とのリスクコミュニケーションの内容及び機会の拡充、等に努めることを求める。また、関係省庁及び自治体を含む全ての関係機関に対して、放射性物質による健康影響についての国民の安全及び安心感を高めるために、各々の職責を果たすとともに、相互に協力し合い、全力を尽くすことを期待する。以上

(4) 地方自治体の検査計画

厚労省は、上記(1)(2)(3)の経過を踏まえ、食品の放射性物質の検査・モニタリング体制の充実及びきめ細かい規制の整備の観点から、4月4日「地方自治体の検査計画について」を策定し公表しました。その概要は次のとおりです。詳細は下記のURLをご覧ください。(伊藤蓮太郎)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017tmu-att/2r98520000017tru.pdf>

地方自治体の検査計画について

1 基本的考え方

「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」(平成14年3月)の追加要件を設定。

2 対象自治体

総理指示対象自治体(福島県、茨城県、栃木県、群馬県)及びその隣接自治体(宮城県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、千葉県)並びに暫定規制値を超えた食品の生産自治体(東京都)

3 対象品目の選定

1 これまでの検査結果

放射性物質の降下状況は、福島第1原子力発電所からの距離が最も大きく影響して

いると考えられるため、都道府県ごとに検査結果を整理した。

ア 野菜類(ヨウ素131)

(ア) 平均値又は中央値が1000Bq/kg 超

ホウレンソウ(茨城県、栃木県、千葉県)、パセリ(茨城県、千葉県)、シュンギク(栃木県、千葉県)、カキナ(栃木県)、サンチュ(千葉県)、チンゲンサイ(千葉県)、セルリー(千葉県)

(イ) 平均値又は中央値が500Bq/kg から1000Bq/kg

ホウレンソウ(神奈川県、埼玉県、群馬県)、サニーレタス(茨城県)、ミズナ(千葉県、茨城県)、コマツナ(千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県)、カキナ(群馬県)、ネギ(千葉県)、シュンギク(群馬県)

イ 乳(ヨウ素131)

平均値又は中央値が500Bq/kg 以上

原乳(茨城県)

注) セシウム(134 + 137) の暫定規制値超過例

パセリ(茨城県・2110Bq/kg)、ホウレンソウ(茨城県・1931Bq/kg)、コマツナ(東京都・890Bq/kg)、ホウレンソウ(栃木県・790Bq/kg)、カキナ(群馬県・555Bq/kg)、ミズナ(茨城県・540Bq/kg)

2 指標とするべき品目(重点的にチェックする食品)

ア ホウレンソウ、シュンギク、カキナ、ミズナ、コマツナ(露地物を優先して選択)

イ 乳

ウ その他国が別途指示する品目

3 上記のほかの対象品目

ア 生産状況を勘案した主要農産物

イ 市場において流通している食品(生産者情報が明らかなもの)

ウ 環境モニタリングの状況等を踏まえ国が別途指示する品目(例: 一定の海域の水産物)

4 検査の頻度

週1回程度(曜日などあらかじめ計画すること)。ただし、暫定規制値を超える又は近い放射性物質が検出された場合、検査頻度について国が指示することがある。

5 検査の地域

地域的な広がりを把握するため、農作物については、農業生産等の実態や産地表示の状況も踏まえて、自治体はその県域を適切な区域に分け、当該区域毎に複数市町村で採取。

4 その他

上記の内容については、必要に応じて国が地方自治体に別途指示することがある。

3) 原子力災害対策特別措置法に基づく措置

内閣総理大臣が3月11日、原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づき福島原子力発電所事故に係る「原子力緊急事態宣言」を発令するとともに、同法第16条第1項に基づき閣議にかけて緊急事態応急対策を推進するための「原子力災害対策本部」を設置しました。

福島原子力発電所事故に起因した食品中の放射性物質の検出については、当初、福島県、及び茨城県、栃木県、群馬県等の近隣都県が独自に実施していました。しかし、

2週間が経過し検査実績が900件を超えたことから、原子力災害対策本部は4月4日、現時点での知見に基づき、食品の出荷制限等の要否を適切に判断するための検査計画、検査結果に基づく出荷制限等の必要性の判断、出荷制限等の解除について再整理し、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を作成しました。その内容は次の(1)とおりです。また、同考え方に基づき、暫定規制値を超えた食品に関する出荷制限・解除等の指示の実績は次の(2)のとおりです。詳細は下記の各URLをご覧ください。(伊藤蓮太郎)

(1) 検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017tmu-att/2r98520000017ts1.pdf>

趣旨(省略)

地方自治体の検査計画

1 基本的考え方

「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」(平成14年3月)の追加要件を設定。

2 対象自治体

総理指示対象自治体(福島県、茨城県、栃木県、群馬県)及びその隣接自治体(宮城県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、千葉県)並びに暫定規制値を超えた食品の生産自治体(東京都)

3 対象品目の選定

(1) これまでの検査結果

放射性物質の降下状況は、福島第1原子力発電所からの距離が最も大きく影響していると考えられるため、福島県以外の都道府県ごとに検査結果を整理した。

ア 野菜類(ヨウ素131)

(ア) 平均値又は中央値が1000Bq/kg 超。

ハウレンソウ(茨城県、栃木県、千葉県)、パセリ(茨城県、千葉県)、シュンギク(栃木県、千葉県)、カキナ(栃木県)、サンチュ(千葉県)、チンゲンサイ(千葉県)、セルリー(千葉県)

(イ) 平均値又は中央値が500Bq/kg から1000Bq/kg

ハウレンソウ(神奈川県、埼玉県、群馬県)、サニーレタス(茨城県)、ミズナ(千葉県、茨城県)、コマツナ(千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県)、カキナ(群馬県)、ネギ(千葉県)、シュンギク(群馬県)

イ 乳(ヨウ素131)

(ア) 平均値又は中央値が500Bq/kg 以上

原乳(茨城県)

注)セシウム(134+137)の暫定規制値超過例

パセリ(茨城県・2110Bq/kg)、ハウレンソウ(茨城県・1931Bq/kg)、コマツナ(東京都・890Bq/kg)、ハウレンソウ(栃木県・790Bq/kg)、カキナ(群馬県・555Bq/kg)、ミズナ(茨城県・540Bq/kg)

(2) 指標とするべき品目(重点的にチェックする食品)

ア ハウレンソウ、シュンギク、カキナ、ミズナ、コマツナ(露地物を優先して選択)

- イ 乳
- ウ その他国が別途指示する品目
- (3) 上記のほかの対象品目
 - ア 生産状況を勘案した主要農産物
 - イ 市場において流通している食品（生産者情報が明らかなもの）
 - ウ 環境モニタリングの状況等を踏まえ国が別途指示する品目
（例：一定の海域の水産物）
- 4 検査の頻度
週1回程度（曜日などあらかじめ計画すること）。ただし、暫定規制値を超える又は近い放射性物質が検出された場合、検査頻度について国が指示することがある。
- 5 検査の地域
地域的な広がりを把握するため、農作物については、農業生産等の実態や産地表示の状況も踏まえて、自治体はその県域を適切な区域に分け、当該区域毎に複数市町村で採取。
国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件
 - 1 暫定規制値を超えた品目について、生産地域の広がりがあると考えられる場合、地域・品目を対象とする。
 - 2 地域については、JAS法上の産地表示義務が県単位までであることも考慮し、県域を原則とする。ただし、県、市町村による管理が可能であれば、県内を複数のブロックに分割することができる。
 - 3 品目については、これまでのデータを踏まえ、個別品目ごとに検討する。
 - 4 制限設定の検討に当たっては、1週間ごとに、検査結果を集約の上、要件への該当性を総合的に判断。必要に応じて追加的な検査の指示を行う。
 - ・暫定規制値を超える品目について、地域的な広がりが不明な場合には、周辺地域を検査して、出荷規制の要否を判断。
 - ・著しい高濃度の値が検出された品目については、当該品目のサンプル数にかかわらず、速やかに摂取制限を設定。
- 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除条件
 - 解除については、当該地方自治体からの申請による。
 - 1 解除対象の地域
集荷実態等を踏まえ、県内を複数の区域に分割する。
 - 2 検査結果の水準
当該区域毎に原則として複数市町村で1週間ごとに検査し、3回連続暫定規制値以下とする（過去に暫定規制値を超えた市町村は必ず検査し、その他の市町村は原則として同一市町村での検査は行わない）。
なお、解除の判断にあたっては、福島第1原子力発電所の事故の状況も考慮する。
注 農林水産省の協力を得て、地点を定めて実施している定期的な検査は継続する。
 - 3 解除後の検査
福島第1原子力発電所からの放射性物質の放出が継続している間は、上記2と同様の検査を行い、暫定規制値を超えた場合には必要な措置をとる。
 - 4 個別品目の取扱い
 - ア 野菜

別添1(省略)

イ 乳

別添2(省略)

その他

から の内容については、必要に応じて国が地方自治体に別途指示することがある。 以上

(2) 福島県産原乳、茨城県産農産物等の出荷制限・解除の実績

上記(1)の「考え方」は原子力災害対策特別措置法第20条第3項(緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要な災害対策本部長指示)の運用例等を示したものであり、緊急時モニタリングとして連日実施されている食品中の放射性物質の検出結果が暫定規制値を超えた場合の出荷規制・解除の指示が的確かつ迅速になりました。例えば、4月17日の茨城県知事からの出荷規制解除の申請、同申請に対する原子力災害対策本部長からの解除の指示、及び「原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する指示の実績(4月17日現在)」は次のとおりです。詳細は下記のURLをご覧ください。(伊藤蓮太郎)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000019jsd.html>

茨城県知事から原子力災害対策本部長 内閣総理大臣あての出荷規制解除の申請

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項に基づく平成23年3月21日付け指示及びは平成23年3月23日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 次に掲げる品目について、出荷規制を解除すること。

茨城県(北茨城市及び高萩市を除く。)において産出されたハウレンソ

茨城県において産出されたカキナ

茨城県において産出されたパセリ

- 解除を申請する理由

4月6日から4月16日までに県内各地(ハウレンソウにあつては、北茨城市及び高萩市を除く。)で実施した検査結果において、安全が確認された。

なお、解除後も引き続き、モニタリング計画による安全確認検査を実施する。

検査の詳細は、別添資料(省略)のとおりである。

原子力災害対策本部長 内閣総理大臣から茨城県知事あての解除の指示

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項に基づく平成23年3月21日付け指示は、下記のとおり変更する。なお、平成23年4月10日付け指示は、解除する。

記

茨城県北茨城市及び高萩市において産出されたハウレンソウについて、当分の間、出荷を控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。 以上

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する指示の実績(4月17日現在)は、
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000019jsd-att/2r98520000019jy5.pdf>

に掲載している一覧表をご覧ください。

【消費者情報】

消費生活相談で放射性物質に関する食品の相談が急増

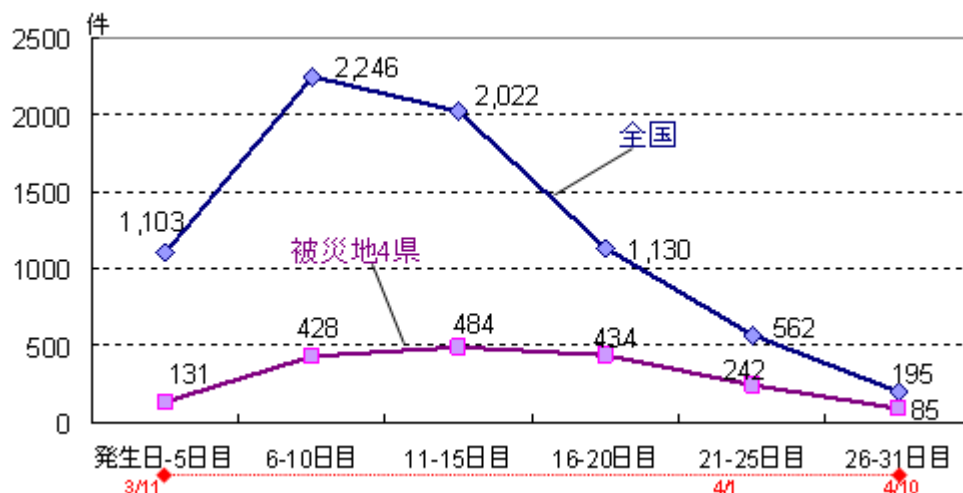
4月15日に、独立行政法人国民生活センターから、『「東日本大震災」で寄せられた消費生活相談情報（第2報）』が公表された。2011年3月11日に発生した「東日本大震災」からおよそ1カ月が経過し、震災関連の消費生活相談が、発生直後から全国の消費生活センター及び国民生活センターに多数寄せられていることがわかった。

消費生活に関する情報を蓄積しているデータベース「PIO-NET」には、震災当日から震災関連の相談が全国から寄せられており、その数は3月11日から4月10日までの1カ月間で7,258件となっている。

相談件数の推移

相談件数の推移は表のとおり、震災約1週間後から件数が急増しており、2週間後あたりが特に件数が多かった事がわかるさて、その相談の内容はどのように変化していったのでしょうか。

図1 相談件数の推移



相談内容の推移

時期を追うごとに食品に関する相談が増加してきている。

(1) 「発生日から5日目」まで

発生直後は、1,103件のうち「ガソリン」や「電気」が含まれる「光熱水品」が359件(32.5%)を占めていた。2番目に大きな割合である「教養・娯楽サービス」は167件(15.1%)で、主に国内旅行やコンサートチケット等のキャンセルについての相談

である。

(2) 「6日目から10日目」まで

震災発生から約1週間を経過した時期には、総数2,246件のうち、「光熱水品」の件数は901件(40.1%)と4割となり、発生直後よりさらに大きな割合を占めることとなった。これは、「ガソリン」の品不足に加え、便乗値上げではないかという相談が寄せられるようになったこと、また震災の影響による計画停電の実施が本格化されてきたことから、「電気」についての相談が増加した結果であると考えられる。そして、主に「米」等の品不足についての「食料品」の相談が増加している一方、震災直後に多く寄せられていた、予約していたサービスのキャンセル等に関する「教養・娯楽サービス」の相談の割合は7.8%と小さくなってきた。

(3) 「11日目から15日目」まで

11日目以降、半月が経過する頃には、総数2,022件のうち、「食料品」が259件(12.8%)とさらに増加している。これは、「6日目から10日目」以前にみられたような品不足に関する内容から、「ミネラルウォーター」や「野菜」等に代表される、原発事故による放射性物質に関連するものへと内容が移行していることが要因と思われる。また「光熱水品」には、「ガソリン」、「電気」のほかに、「ミネラルウォーター」と同様の理由からと考えられるが、この期間に東京都水道局が乳児の水道水の摂取を控えるよう指示したことから、「水道水」についてのいわゆる“水”に関する相談も寄せられるようになった。

(4) 「16日目から20日目」まで

震災発生から半月を越えると、総数は1,130件となった。最も大きな割合を占めるのは、依然として「光熱水品」(16.6%)であることには変わりはないものの「11日目から15日目」と比べ、割合は半減している。一方、被災地周辺での「屋根工事」等の「工事・建築・加工」や、「賃貸アパート」の解約や補修が多く含まれる「レンタル・リース・貸借」、また主に「火災保険」、「フリーローン・サラ金」が含まれる「金融・保険サービス」の割合が徐々に大きくなってきている。ほかに、「その他」に含まれるが、「募金」も目立つようになってきた。

(5) 「21日目から25日目」まで

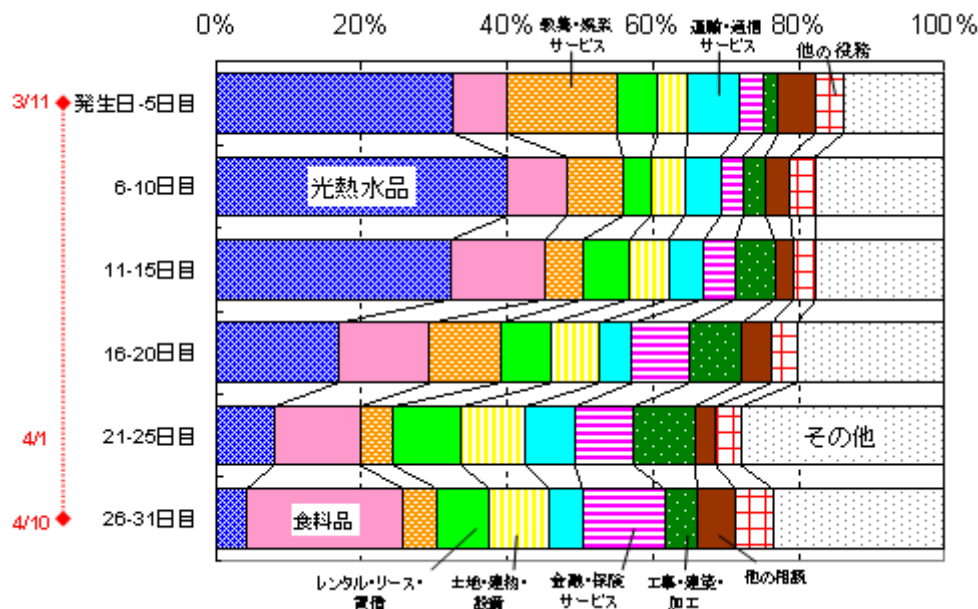
21日目以降25日目までは、現段階では総数562件であるが、今後件数がさらに登録されることが予想される。上位を占めるのは、「16日目から20日目」と同様、「食料品」11.9%、「レンタル・リース・貸借」9.4%、「工事・建築・加工」8.7%である。「光熱水品」の割合は7.8%と、1割を切るようになった。

(6) 「26日目から31日目」まで

直近の26日目から31日目までは、現段階では総数195件と少ないが、そのなかで「食料品」が21.5%と2割を占めるようになった。このなかでは、放射性物質に効くとうたう「健康食品」や「ミネラルウォーター」等の相談が目立つ。また、「金融・

「保険サービス」の割合も11.3%とさらに大きくなってきている。

図2 時期別商品割合



主な相談事例

震災発生から21日目以降に寄せられた、最近の主な相談事例からミネラルウォーターと健康食品を紹介する。

【事例1】ミネラルウォーター

インターネット通販でミネラルウォーターを注文したが、申し込み時の画面に表示されていた業者の住所と発送業者の住所が違うことが後日わかった。不審に思い、電話で解約を申し出ようとしたが、「震災の影響で電話の受付はしていない」と録音が流れるだけで連絡が取れず、メールでの申し出には返信がない。

(神奈川県、30歳代、女性)

【事例2】健康食品

インターネット通販で、放射能を除去するという飲み薬液とサプリメントを申し込み、代金を振り込んだが、商品が届かない。

(神奈川県、40歳代、男性)

国民生活センターでは、3月27日より悪質商法かどうかにかかわらず、消費生活に関する相談全般を受け付けている。生活の中で不安な点・疑問に思うことなどがあれば、遠慮なく「[震災に関連する悪質商法110番](#)」(フリーダイヤル：0120-214-888)まで電話していただきたいとしている。

【学術・海外行政情報】**食品分析で検出される未知物質への毒性学的懸念の閾値 (TTC) 概念の適用**

Koster S, Boobis AR, Cubberley R, Hollnagel Richling R, Wildermann T, Wurtzen G, Galli CL

(TNO Quality of Life, Zeist, The Netherland)

Food Chem Toxicol., 2011 Mar 29 (出版前電子情報)

品質管理試験室における食品の分析で従来未知であった物質が検出されることがしばしばある。多くの場合、これら”新規物質”のリスク評価の為には化学分析を追加実施し当該物質を確認する必要がある。この確認作業には時日、費用を要し困難であることがある。さらに、当該物質の毒性情報は通常得られない。従って当該物質のリスク評価を遅滞なく実施する為に、毒性の有無を評価する実用的な方法を開発する必要がある。そこで「欧州 ILSI 食品検出非予知ピークへの毒性学的懸念の閾値 (TTC) 適用専門家グループ」が組織され、食品中に従来検出されなかった未知物質の評価に TTC 概念を適用することにより実用的なリスク評価 (閾値算定) を行えるかどうか検討した。食品基原、分析法、未知物質を含む基原の摂取量、次いで、摂取者の安全性評価に掛る量的情報、等に関する専門家の判断を利用しつつ TTC に従い順次評価した。この段階的検討により、食品中の未知物質の TTC 閾値は 90 µg/人、に設定できると考えられる。
(石井健二)

編集後記

4月20日の日経新聞によれば、日本製品を輸出する際に、輸出業者放射能に汚染されていないことを宣誓する書類を商工会議所が信用補完する「サイン証明」の発給件数が1007件(15日時点、主要19商工会議所ベース)に達したとのこと。具体的には、例えば、食品輸出企業の輸出食品に対して、その食品中の放射性物質を検査することによって証明するのではなく、他の客観的な事実(その食品の製造工場所在地が福岡県である等)に基づく記載内容を同企業が所属する東京商工会議所がサイン証明をすることによって認証するという措置です。事故の規模がINES(国際原子力・放射線事象評価尺度)で最高のレベル7であれば、一時的には止む終えないことかとも思います。原発事故に関する影響は他の原因による人体影響とは全く別に考えなければならないのかもしれないかもしれません。(伊藤蓮太郎)

この機関紙の記事を無断で転載することを禁じます。